

漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領の運用

平成18年 5月24日制定

平成21年 7月22日一部改正

令和 7年 1月31日一部改正

第1 目的

この運用は、漁港、漁場及び漁港区域に係る海岸の施設整備の工事（以下、「漁港漁場工事等」という。）を行う場合、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境に配慮した施工を監理する者（以下「施工環境監理者」という。）の具体的な取り扱いを示すものである。

第2 施工環境監理者の資格

「技術士若しくは技術士補のうち水産部門（水産土木）」の資格を有する者又は、社団法人日本水産会の行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者」と同等以上の能力と経験を有する者とは、建設業法の1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士の資格を有し、且つ、次のいずれかを満たす者とする。

- （1）学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令による大学において、水産学、土木工学、農業土木又は森林土木（以下、「水産土木の指定学科」という。）の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木の技術的業務に従事した期間を通算した期間（以下「水産土木業務の実務経験期間」という。）が2年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が4年以上に達する者
- （2）学校教育法による短期大学若しくは旧専門学校令による専門学校において、水産土木の指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が4年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が6年以上に達する者
- （3）学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校において、水産土木の指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が6年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が8年以上に達する者
- （4）上記（1）から（3）以外の者で、水産土木業務の実務経験期間が10年以上に達する者

（注）水産土木業務とは、水産土木事業の計画、調査、設計、施工管理及び維持管理等の技術的業務をいう。

第3 対象工事

青森県が発注する漁港漁場工事等の海上工事で、1工事の当初設計金額が2,000万円以上の工事を対象とする。但し、災害復旧工事及び災害関連工事並びに災害復旧工事又は災害関連工事との合併施工工事は対象としない。

第4 施工環境監理者の専任

原則として施工環境監理者は専任とする。但し、密接な関係にある二件以上の工事を同一又は近接した場所で施工する場合は、兼任できるものとする。

また、主任技術者、監理技術者、現場代理人と兼務できるものとする。

第5 業務に要する経費

- 1 発注者は、施工環境配慮のため必要とされる水質調査、底質調査、環境生物調査等の測量調査、及び施工管理に要する経費は、間接工事費（技術管理費）に積み上げ計上できるものとする。
- 2 積み上げ計上の経費は、人件費、材料費、機械経費とし、漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等標準歩掛等の各種積算基準あるいは見積等により適正に積算する。
- 3 測量調査の範囲は、当該工事の施工区域及びその影響範囲を考慮した適正な範囲とする。

第6 実施体制の表示

施工計画書に施工環境監理者の氏名及び該当する資格を記載するものとし、これに変更が生じた場合には、遅滞なく書面により監督職員にその旨を届けるものとする。

第7 工事成績評定への反映

施工環境監理者を配置した工事で、請負者が自ら創意工夫し環境配慮を行った場合には、工事完成検査等における成績評定において、特に優れた技術等として評価を行うことができることとする。